

「茨城県暴力団排除条例」制定

平成23年4月1日施行

この条例は、暴力団の排除を推進し、
・ 県民の安全で平穏な生活を確保
・ 社会経済の健全な発展に寄与
することを目的とします。

基本理念

・ 暴力団を「恐れない」「資金を提供しない」「利用しない」ことを基本として、県、県民、事業者および関係機関・団体が相互に連携して、社会全体で暴力団排除を推進すること。
・ 誰しもが暴力団と社会的に非難されるべき関係を持たないようにつとめること。

条例の主な内容

・ 県民および事業者は、不当要求に対する拒否および暴力団の排除に資する情報の提供に努めることとしています。
・ 暴力団の排除に資する情報とは、暴力団犯罪に関する情報や暴力団の活動実態、組織実態などの情報をいいます。
・ 県は、公共工事その他の事務または事業から、暴力団や暴力団員と社会的に非難されるべき

関係を有する者（暴力団員が役員となっている事業者、実質的に暴力団員が運営を支配している事業者、暴力団関係者の祝賀会などに参加している者など）を排除することとしています。
・ 事業者が、暴力団の活動を助けたり、その運営に役に立つ利益供与をすることを禁止しています。

例えば、暴力団の襲名披露式にホテルが会場を提供したり、飲食店経営者が用心棒代やみかじめ料を支払う行為を禁止します。
・ 学校などの施設から200メートル以内に暴力団事務所を開設・運営することを禁止しています。

● 詳しくは、茨城県警ホームページをご覧ください。

問 常総警察署刑事課 ☎22-0110

あなたはひとりじゃない！

～常総警察署からのお知らせ～

警察では犯罪の被害にあわれた方を支援しています。

ある日、突然、犯罪の被害者になった。

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、身体にも心にも変調をきたすことが多いのですが、これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後は誰にでも起こりうる事なのです。

ひとりで悩まないで

つらい時は、一人で抱え込まず、相談窓口へご相談ください。周囲の人や専門家に相談して、できることから少しずつ対応していきましょう。



被害相談窓口（皆さんと警察を結ぶHOTLINE）

- ・ 警察安全総合相談センター #9110または☎029-301-9110
- ・ いばらき被害者支援センター ☎029-232-2736

（月～金曜日 午前10時～午後4時）

オウム真理教犯罪被害者等給付金

この給付金はオウム真理教による事件により亡くなられた方のご遺族、障がいが残った方および傷病を負った方に支給されます。申請期間が12月17日（金）までとなっております。お心当たりの方は、常総警察署警務係（☎22-0110）までご連絡ください。

12月31日まで ストップ交通事故ファイナル作戦を実施中

① 高齢者の交通事故防止

② 薄暮時および夜間の交通事故防止

③ 飲酒運転の根絶

平成22年の県内における交通事故死亡者数は、10月20日現在157人で**全国ワースト3位**です。これから年末に向け、忙しい時期です、一瞬の気の緩みから交通事故は起きてしまいます。車などを運転される方も歩行者の方も、いっどこで交通事故に遭うかわかりません。十分にご注意ください。

飲酒運転は

あなたの人生の歯車を狂わせます！

- ・ 飲酒場所まで車で行かない
- ・ 一口でも飲んだらハンドルは握らない
- ・ 運転者が酒気を帯びていることを知りながら、その車に同乗してはならない
- ・ 二日酔いも飲酒運転